

山口県最低賃金

時間額 **1,101円**



令和8年10月8日から

⚠ 使用者は、この金額より低い賃金で労働者(学生アルバイトなどを含む)を使用することはできません。

なお、下記の産業で働く労働者には、それぞれの特定最低賃金が適用されます。

山口県特定最低賃金	時間額
山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、 非鉄金属素形材製造業最低賃金 発効日:令和7年12月15日	1,180円
山口県輸送用機械器具製造業最低賃金 発効日:令和7年12月15日	1,141円
下記の特定最低賃金は今回改正された山口県最低賃金を下回るため、 令和8年10月8日から山口県最低賃金額1,101円が適用されます。	
山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具 製造業最低賃金 (時間額1,032円 発効日:令和6年12月15日)	1,101円
山口県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金 (時間額1,000円 発効日:令和6年12月15日)	1,101円



最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- 1 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- 2 時間外、休日及び深夜の割増賃金
- 3 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金



詳しくは、山口労働局賃金室(Tel 083-995-0372)
または最寄りの労働基準監督署までお問合せください。

厚生労働省山口労働局・労働基準監督署